

第1章 基本計画の意義

第1節 計画の性格

基本計画は、めざすべき将来都市像である「ひとが元気 まちが元気 やまが元気～みんなでつくる『箕面のあした』～」を実現するために、基本構想で設定した、めざすまちの姿と基本方向に沿って、必要な政策・施策を総合的・体系的に示すものです。

前期基本計画期間は、基本構想の最終目標年度である2020年度（平成32年度）に到達すべき目標を定めた上で、2011年度（平成23年度）から2015年度（平成27年度）までの5年間とします。

第2節 計画の構成

基本計画は、計画の基礎条件、分野別計画、地域別の特性と今後の施策展開などで構成し、それぞれ以下の内容を示します。

基本計画の基礎条件

総合計画をより実効性のあるものにするため、その基礎となる都市構造と土地利用、計画期間内の人口動態、それに基づく財政見通しの推計を示します。

分野別計画

市民と行政が協働でまちづくりに取り組むため、まちづくりにかかわるすべての主体の役割分担やその達成に向けての取組を示します。また、取組の進捗状況が評価できるように、計画期間内の目標値と主役度を設定します。

- (1) 現状と課題
 - (2) 基本方針
 - (3) 取組の体系
 - (4) 各主体の主な役割
 - (5) 成果指標
- ※ 関連計画

地域別の特性と今後の施策展開

本市域を、地域が歩んできた歴史や地理的条件などを踏まえて、北部・東部・中部・西部・中央山間の5つの地域に分け、それぞれの地域特性と、現状と課題を踏まえた施策の展開を示します。

第2章 基本計画の基礎条件

第1節 都市構造と土地利用構想

1 基本的な考え方

本市は、みどり^{*}豊かな山間・山麓部に加えて、市街地においても河川や農地・ため池などの豊かな自然に恵まれています。

この豊かな自然と都市機能が調和した優れた居住環境の中で、人々が快適に安心して生活し、活力あるまちづくりを進めることが求められています。

そのためには、都市の基本的な構造を示す都市構造と、その都市構造を具体化し長期的にめざすべき土地利用の姿である土地利用構想を定めて、適切な規制と誘導のもとに土地利用を図っていく必要があります。

適切な土地利用にあたっての基本的な考え方は、以下のとおりです。

- ① 無秩序な市街地の拡大を規制するため、都市的土地利用と自然的土地利用の区域区分を明確にします。
- ② 豊かな自然環境を有する明治の森箕面国定公園を中心とした中央山間部については、市域を越えた広域的な社会資源として保全を基調とした土地利用を図ります。
- ③ 市街地に接する山麓部は、人と自然のふれあう豊かな自然環境をはぐくみ、優れた景観を形成していることから、山なみ景観保全地区として保全に努めます。
- ④ 市街地は良好な居住環境を保全・創造するため、それぞれの地域や地区の特性を生かしたきめ細かな土地利用の規制と誘導を図ります。特に、山麓部に隣接する市街地部では本市の山なみに配慮した景観の誘導を図ります。
- ⑤ 広域的な視点に立ち、大阪府の各種計画や近隣市町の計画との整合に留意します。

2 都市構造

人々がよりよい環境のもとで安心して生活し、活力ある都市活動を維持させていくためには、これまでのまちづくりの過程で形成されてきた都市構造や個性を前提としながら、土地利用の特性に応じたゾーニング^{*}を行い、各ゾーンの機能を明確化しつつ、相互にその機能を引き立てる必要があります。

このため、土地利用の方向性を示す「ゾーニング」を定めるとともに、都市の骨格となる「都市軸」や、都市軸の結節点を中心に都市機能が集積する「拠点」を以下のとおり設定し、本市がめざすべき都市構造とします。

① ゾーニング（土地利用区分）

本市の都市構造は自然環境を保全すべき中央山間部と、適切な規制と誘導のもと良好な居住環境を保全・創造すべき市街地に大別されます。さらに、農地と一体となった古くからの集落地、大規模な市街地など、4つのゾーンに区分し、適切な土地利用を図ります。

1 自然保全ゾーン

本市の豊かな自然環境を有する中央山間部を中心に設定し、保全を基調とした土地利用を図ります。特に、市街地に接する山麓部は「環境形成帯^{*}」に位置付け、市街地と山間部の緩衝帯としての役割を担います。

環境形成帯

環境形成帯は市街地からの良好な景観を形成するとともに、無秩序な市街地拡大を抑制することで、本市の都市イメージでもある「みどり豊かな」まちづくりを確かなものにしていくものです。

特に、北摂山系の南側斜面一帯の山麓部は、その南側に広がる市街地から眺める山なみ景観として、人々の心に安らぎと憩いを与えており、この貴重な資源を「山なみ景観保全地区」に位置付け、保全に努めています。



2 市街地ゾーン

良好な住環境を維持するため、計画的に土地利用を推進する地域として、きめ細かな土地利用の規制と誘導により住環境の維持や都市機能の更新を図ります。



3 農住ゾーン

古くからの集落地と一体となった農空間は、防災や景観など多面的な価値や機能を有しており、市街地との有機的なつながりを維持しながら保全を基調とした利用を図ります。



4 新市街地ゾーン

彩都や箕面森町といった計画的な面的整備によって市街地が形成される区域については、良好な住宅地を基本とした複合機能都市づくりを進めます。



② 都市軸

主要な道路沿いを都市軸として、景観形成や適切な施設立地など、一定の目的を持ったまちづくりをこの軸を中心に展開し、良好な市街地を形成しようとするものです。各道路の機能に基づき国土軸、広域都市軸、生活都市軸の3つを設定します。

1 国土軸

広域幹線道路として、近畿の都市間相互の連携を図り、産業振興、文化交流に寄与することが期待できる軸とします。

※新名神高速道路が該当します。

2 広域都市軸

幹線道路沿いに各種ロードサイドショップなどが建ち並び、都市型サービス施設の集積があり、広域移動者との多様な交流の場となりながら、一層市民生活を支えるように、今後も周辺環境に配慮しながら、機能の充実を図っていく軸とします。

※国道171号、国道423号（箕面グリーンロード含む）及び茨木箕面丘陵線沿道が該当します。

3 生活都市軸

地域に密着したサービス施設の集積が見られているか、また、そうなることが予測されている補助幹線道路沿いは、今後も市民生活の拠り所として機能の充実を図っていく軸とします。

※箕面池田線、山麓線、中央線、小野原豊中線、萱野東西線、国文4号線、豊中亀岡線、千里2号線、小野原中村線、止々呂美東西線沿いなどが該当します。



③ 拠点

拠点は、都市軸の結節点を中心として都市機能が集積されている地域とします。各地域の機能に基づき都市拠点と地域生活拠点を設定します。また、彩都と箕面森町では複合機能都市づくりをめざし、将来の地域生活拠点を形成するものとします。

1 都市拠点

広域都市軸の交差付近は、市街地ゾーンの中央部分にあたる地理的な特性を生かし、商業・業務機能に加え、文化・情報・知識が集積し、鉄道延伸やバス路線網の拠点となる広域交通の結節点として、広域的な交流を生み出す本市の中心核を担う地区とします。

※かやの中央地区、船場地区が該当します。

2 地域生活拠点

市民の日常生活を支える商業・業務機能が面的に既に集積しているか、今後集積することが期待でき、市民の生活や地域活動の拠り所となる地区とします。なお、阪急箕面駅周辺の箕面地区は、以上の機能に加えて、観光をはじめとする広域交流拠点的な機能を有する地区とします。

※阪急箕面駅周辺の箕面地区、桜井駅周辺の桜井地区、小野原地区の小野原豊中線沿線、彩都と連なる山麓線東端の栗生地区、そして箕面森町の止々呂美東西線沿いの地区、彩都の国文4号線沿いの地区が該当します。



都市構造のイメージ図



3 土地利用構想

土地利用構想では、現状の土地利用を踏まえながら、本市が将来に向けて特色を備えた秩序ある都市空間の形成を図ることにより持続可能な発展ができるよう、望ましい土地利用のあり方を大きく次の4つに区分して示します。

① 住居系（低層住宅地、中高層住宅地、その他住宅地）

- 住宅都市の基本として、安全・快適で便利な住環境や、みどり豊かで魅力的なまちづくりを進めます。
- よりよい住環境をめざして、社会資源や地域の特性を生かしたまちづくりを進めます。
- 防災の観点からも狭隘道路の拡幅、緑地やオープンスペースの確保を図ります。
- 多様な人々が安心して住み続けられる住環境づくりを進めます。

② 商業・業務系（商業地、商業・業務地）

- 商業・業務系地域は、産業の振興及び市民ニーズの増大と多様化に対応しつつ、地域の特性を生かした都市機能の形成をめざします。特に、かやの中央地区や船場地区とその周辺部では、高度教育研究機能と連携した広域的な商業・業務機能の集積を図ります。
- 箕面森町や彩都の新市街地^{*}では、地域の課題を解決するため、既存の文化的・地理的資源や高度教育研究機能を生かし、都市機能の発展的拡充を図ります。

③ 沿道サービス系（沿道サービス地）

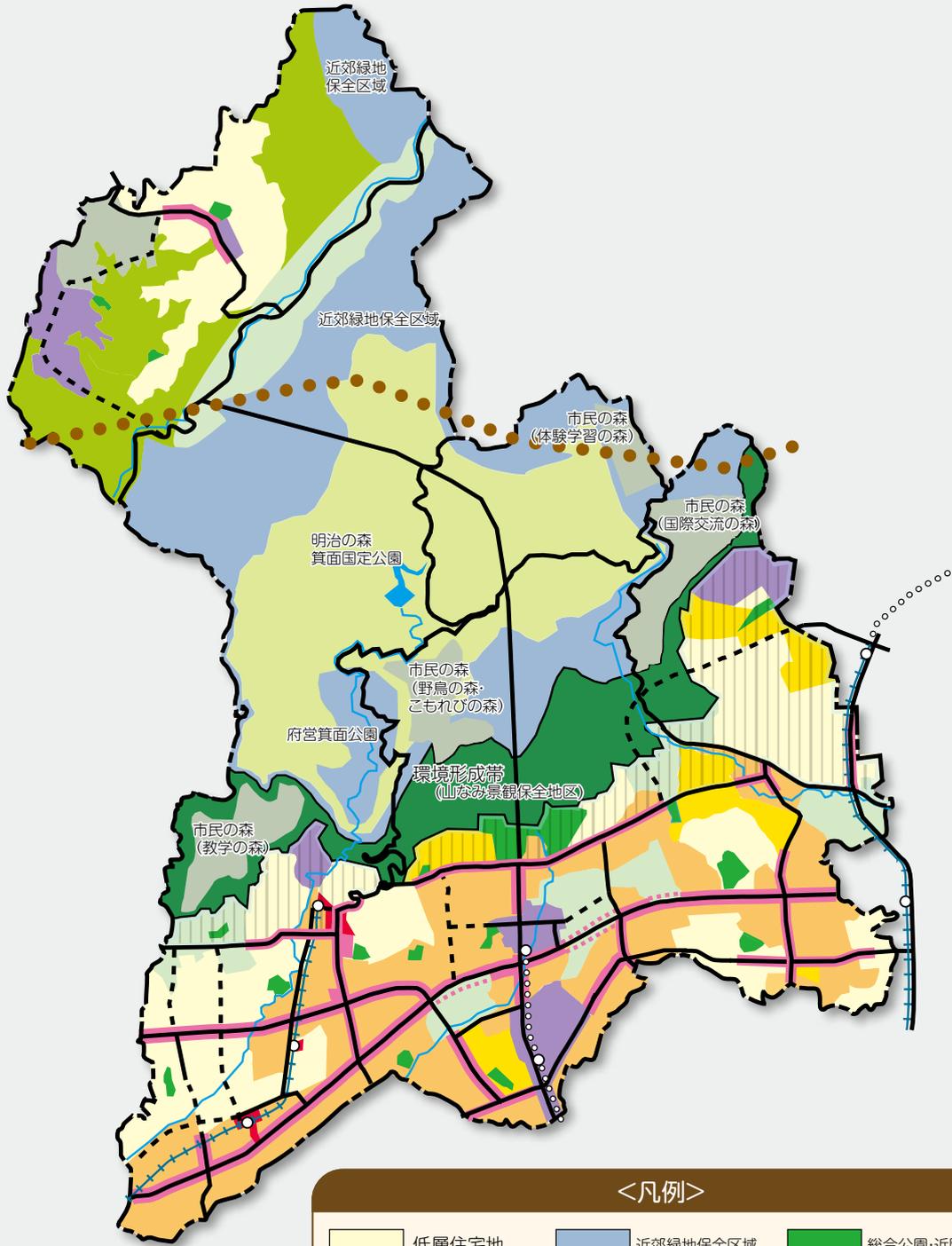
- 主要道路の沿道地域については、人やものの移動にかかわる交通機能、オープンスペースとしての空間機能、快適性などにかかわる景観創出機能及び都市構造に合わせた適切な都市機能などを備えた集積的空間の形成を図ります。

* 市街地の土地利用については、上記①～③による区分に加えて、みどり豊かで良好なまちなみを形成するため、積極的に景観施策を展開します。特に、山すそ部は、「山すそ景観保全地区」に位置付け、建築物のデザインや色調が背景となる山なみ景観と調和するように誘導します。

④ 自然保全系（近郊緑地保全区域、明治の森箕面国定公園、市民の森など）

- 明治の森箕面国定公園を中心とした中央山間部の豊かな自然と市街地における緑地などは、みどり豊かな箕面のブランドとして守り育てます。
- 環境形成帯のうち、市街地から眺望できる北摂山系南側斜面を景観法に基づく「山なみ景観保全地区」に位置付けており、その保全に努めます。

土地利用構想のイメージ図



<凡例>

	低層住宅地		近郊緑地保全区域		総合公園・近隣公園
	中高層住宅地		市民の森		河川
	その他住宅地		環境形成帯 (山なみ景観保全地区)		道路
	商業地		山すそ景観保全地区		鉄道
	商業・業務地		農空間保全地域		
	沿道サービス地				

第2節 人口推計

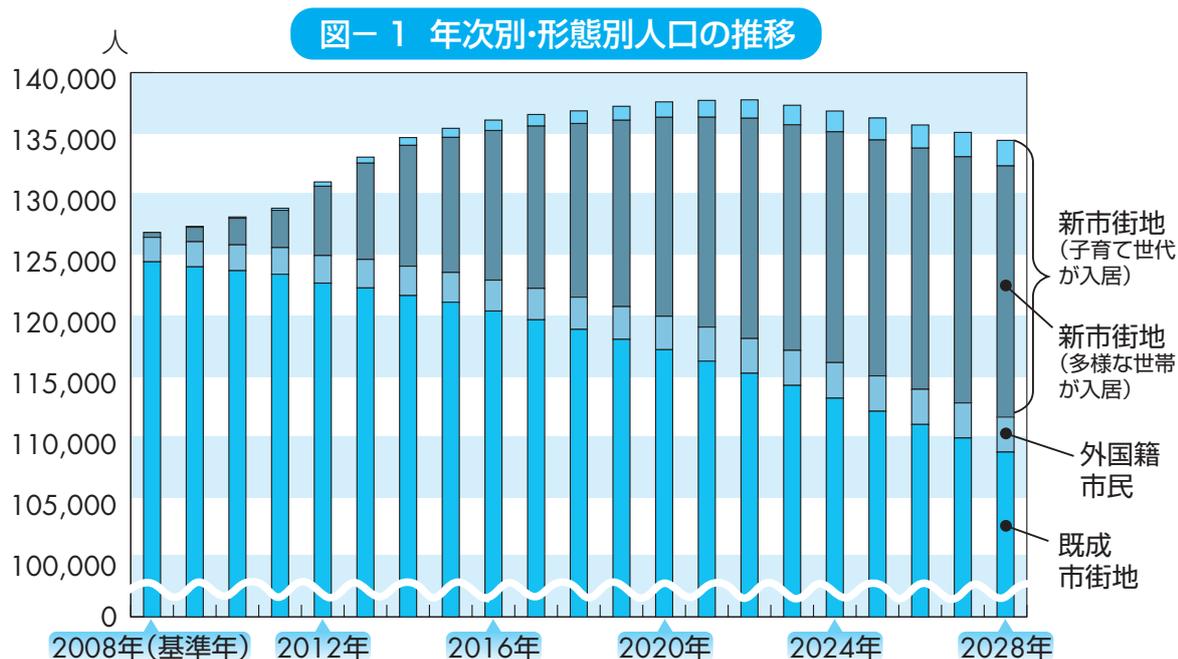
本市が行った人口推計では、第五次箕面市総合計画の目標年度である2020年度（平成32年度）における将来人口は、おおむね13万8千人、前期基本計画の最終年度である2015年度（平成27年度）には、おおむね13万5千人になると予測しています。

今後も、少子化の進行や近年の社会動態が継続していくことを前提とした場合、既成市街地の人口は減少傾向にあります。新市街地の整備や子育て世代などの若年層を積極的に呼び込む政策効果などによって、2022年度（平成34年度）までは人口増加が継続すると予測しています。

特に、箕面森町、彩都、小野原西地区の新市街地プロジェクトは、徐々に住宅供給が進み、新たに居住者が定着していきます。これらの地区においては、第五次箕面市総合計画期間終了後に住宅供給が終了する予定であるため、計画期間中は、世帯数及び人口が増加すると見込んでいます。

しかし、近年の経済状況の悪化から、事業者の住宅供給計画の見直しや消費者の動向などの影響を考慮し、後期基本計画の策定時には流入人口を見直すことも想定しています。

各地区別の人口は、2020年度（平成32年度）で、西部地域が52,700人、中部地域が35,300人、東部地域が44,100人、北部地域が5,500人と想定しています。その後も、彩都や小野原西地区を抱える東部地域や箕面森町を抱える北部地域については、人口増がみられるものの、2022年度（平成34年度）以降は東部地域でも減少に転じ、北部地域を除くすべての地域で人口減少が進むと想定しています。



*新市街地の人口は、年次別住宅供給戸数に入居世帯人員を乗じて推計しています。若年層を中心に「子育て世代が入居」した場合〔世帯人員3.09人（彩都は3.02人）と仮定〕及び高齢世帯なども含め「多様な世帯が入居」した場合〔世帯人員2.87人と仮定〕の2通りを示しています。

図-2 人口構成比率(3階層別)の推移

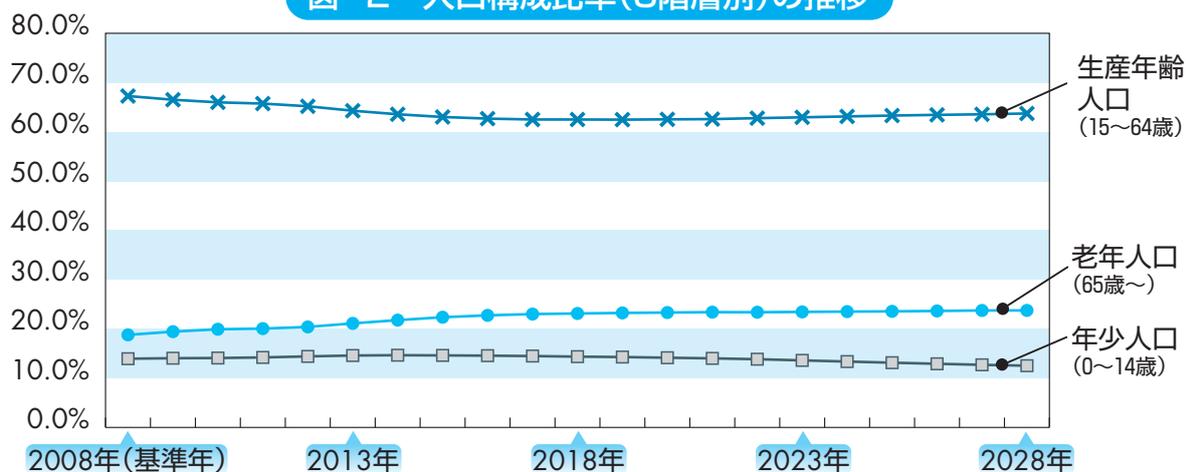
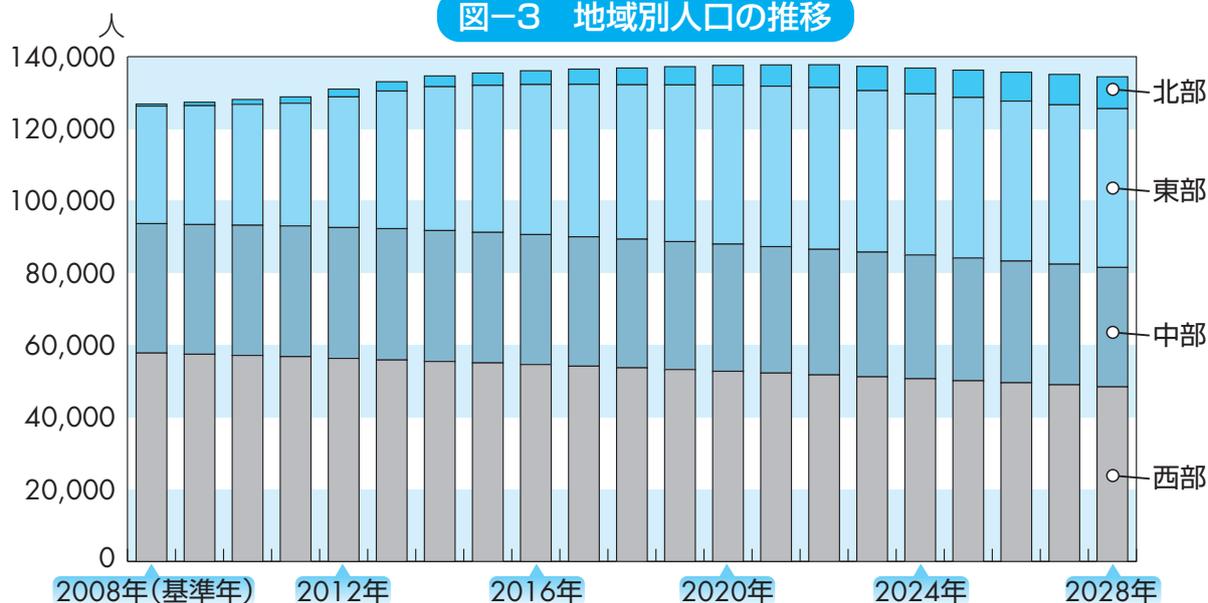


図-3 地域別人口の推移



第3節 財政運営の考え方

1 本市の財政状況

地方公共団体の財政状況は景気の低迷などの影響により、税収が大幅に減少するなど極めて厳しい状況となっています。さらに2008年（平成20年）秋以降の世界同時経済不況のあおりを受け、経済情勢の先行きは不透明感が増大しており、財政状況の好転は当面見込めない状況にあります。

本市においても、2007年度（平成19年度）決算において初めて経常収支比率が100%を超え、財政状況の悪化が極めて深刻化していることを裏付ける結果となりました。現在、「箕面市緊急プラン（素案）」などによる行財政改革に取り組んでいますが、今後も引き続き行財政改革を進め、次代を担う子どもたちに負担を先送りしない行政運営が求められています。

2 今後の財政運営

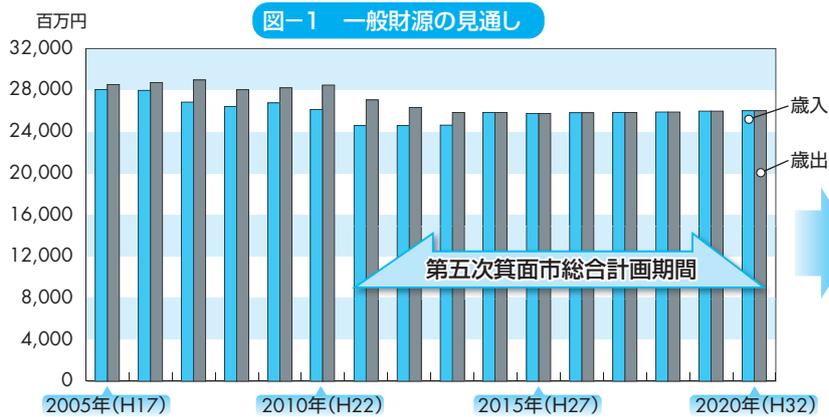
このような状況のもと、2011年度（平成23年度）からスタートする第五次箕面市総合計画においては、昨今の経済情勢に鑑み経済成長は見込まない（経済成長率0.0%）という前提に立つとともに、将来人口を計画期間の最終年である2020年度（平成32年度）の時点で概ね13万8千人とし、本市自ら用途を決めることができる一般会計の一般財源ベースで財政見通しを作成しました。

市税をはじめとする歳入については、経済動向など不透明な部分も多いですが、2010年度（平成22年度）予算（案）をもとに人口推計の人口増加分を考慮して一定の推計を行いました。一方、歳出見通しを立てることは、今後の経済動向に加え国・府の施策変更などと密接に関連することもあり、極めて困難です。したがって、財政運営は収支均衡すべきであるという前提に立ち、歳入の範囲で歳出を組むことを財政運営の基本的な考え方とします。

鉄道の延伸は、臨時的経費として、基金や市債で対応するため、一時的な一般財源への影響はほとんどありません。そのほかに大規模な建設事業を予定していないため、市債については今後減少傾向が続くと見込んでいます。また、基金のうち、財政調整基金については、将来の財政需要に備え、できる限り留保していきます。

注）歳入の一般財源とは、市税や地方交付税など、その用途を市の裁量で決められる財源を指します。反対に国・府支出金など用途の特定される財源を特定財源といい、また、歳出の一般財源ベースとは、事業費から特定財源を除いた額をいいます。

広報紙やホームページに掲載している各年度の予算や決算は、特定財源を含む一般会計の総額です。



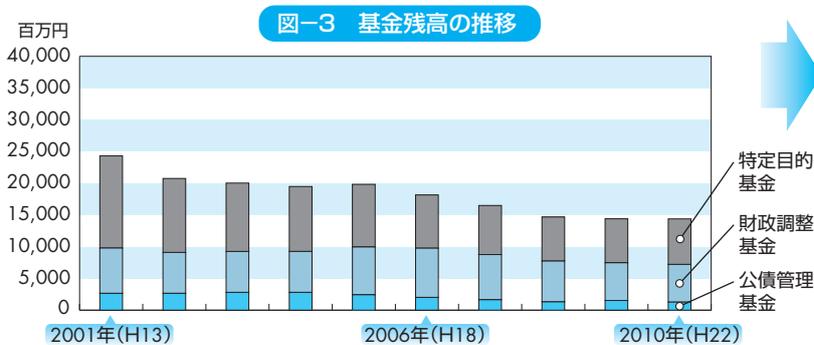
一般財源の見通し

- * 2005年度（平成17年度）から2008年度（平成20年度）までは歳入歳出の実績値を使用し、2009年度（平成21年度）から2013年度（平成25年度）までは緊急プラン（ゼロ試算Ver.3）の試算値を使用しています。
- * 2014年度（平成26年度）以降は、財政規律を守る大前提として、歳入一般財源の範囲で歳出一般財源を賅う（収支均衡させる）ことを基本としていきます。



市債残高の推移

- * 2001年度（平成13年度）以降は、特例債である臨時財政対策債の発行などにより、市債残高は増加しています。しかし、2003年度（平成15年度）をピークに大規模な施設改修がなかったことにより、市債残高は減少傾向にあります。
- * 今後の推移予測としては、予定していた小中学校施設の大規模改修などの事業を国の緊急経済対策を活用することで投資的経費の削減を図り、市債発行は抑制できる見通しです。



基金残高の推移

- * 特定目的基金については減少していますが、財政調整基金については、将来の緊急的な財政需要に備え、極力留保していくこととしています。